

ツナガル 市民協働

第6回

これからの市民協働

市民協働について、市民の皆さんや市民活動団体、事業者などのさまざまな主体が「ツナガル」ことの大切さをお伝えできるよう、今年度は5回にわたって実例を紹介しました。皆さんはどう受け止められたでしょうか。

さらなる「ツナガリ」づくりのために、これからも地域に根ざした協働事業を進めていくことが重要です。

例えば、産業都市四日市の財産で

市民協働で取り組まれている事業にスポットを当て、さまざまな主体が「ツナガル」（連携する）実例を紹介します。

ある、企業で培った専門的能力を持つ皆さんが地域活動に参加し、地域の課題に取り組むことができる仕組みづくりや、未来のまちづくりを担う世代が、自分のまちを好きになり、住み続けたいと思うきっかけになる協働イベントを支援していきます。



四日市すごろく大会

また、協働の次のステージに向けて、参加者のつなぎ役となるコーディネーター、市民活動団体同士を結ぶ中間支援団体の育成にも、より一層力を注いでいきます。

「ツナガリ」でまちづくり

まちづくりの主役は皆さんです。人口減少やニーズの多様化が進む中で、地域での市民協働の重要性はますます高まってきています。さまざまな知識や経験を持つ皆さんの「ツナガリ」こそが、市民協働によるまちづくりの原動力なのです。

今後も、「ツナガリ」に関する情報を発信し、皆さんとともに理解を深めながら、さらなる市民協働の促進に向けて取り組んでいきます。

問い合わせ先

市民協働安全課

(☎354-8179 FAX354-8316)

市政最前線

第13回

子育てするなら四日市！

～平成30年4月から子ども医療費の窓口負担無料化が始まります～

0歳から6歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）の子どもの医療費について、窓口で支払いをせず、その場で助成が受けられる「窓口負担無料化」（現物給付方式）を実施します。

次の条件全てに当てはまる場合、窓口負担が無料になります。

①上記の対象年齢の子どもで、四日市市子ども医療費受給資格証を持

本市の主な施策や旬の話題を取り上げるコーナーです。今回は、子ども医療費の窓口負担無料化について紹介します。

っていること

- ②市内の医療機関での保険適用となる医療費であること
- ③受診時に現物給付方式用の受給資格証を提示すること
- ④入院の場合、国民健康保険加入者は限度額適用認定証を提示すること

条件に当てはまらない場合は、これまでどおり窓口で負担し、後日助成となります。

現物給付方式の対象者には、新しい受給資格証を3月末に郵送します。詳しくは、同封する案内をご覧ください。（まだ受給資格をお持ちでない

人は、手続きが必要です。ただし、所得制限がありますのでご注意ください。）

※市外へ転出すると使用できません。速やかに返還してください



現物給付方式用の受給資格証（見本）

問い合わせ先

こども保健福祉課

(☎354-8083 FAX354-8061)

有料広告掲載欄



技能実習生紹介

技能実習制度とは法務省入国管理局が実施している制度で、発展途上国の経済発展・産業振興の担い手となる人材育成を行うために、諸外国の青壮年労働者を日本の企業が受け入れ、産業上の技能修得を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

三重ものづくり協同組合

お問い合わせ先

〒514-0831 三重県津市本町34番6号
電話 059-213-5701 FAX 059-374-3718
担当: 龍村 j-tatsumura@isenp.jp



本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。